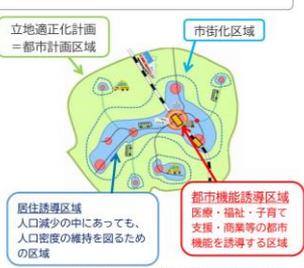
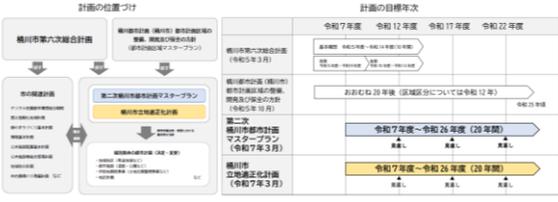
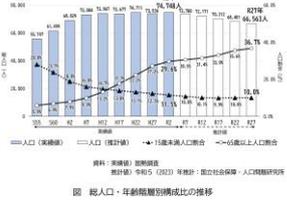
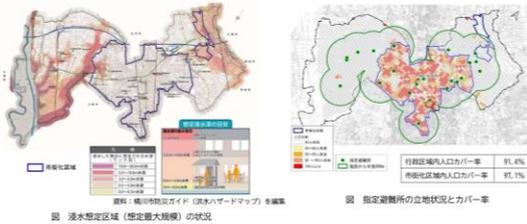
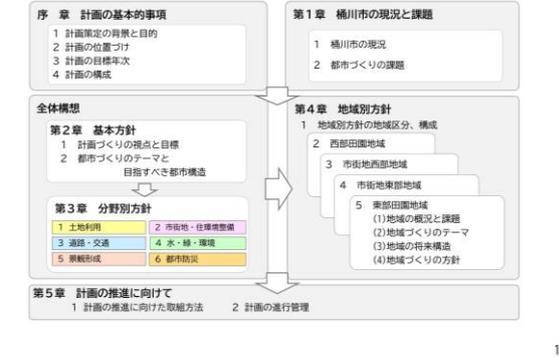
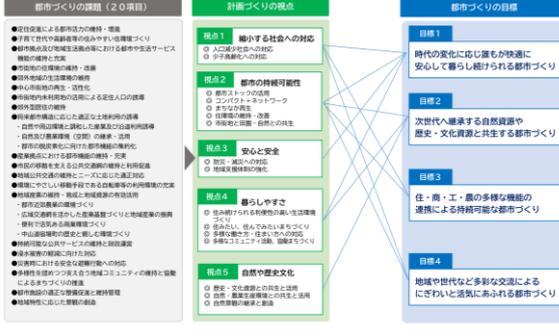


頁	スライド	ナレーション								
	<p style="text-align: center;">第二次桶川市都市計画マスタープラン 及び桶川市立地適正化計画の策定に伴う住民説明会</p> <p style="text-align: center;">令和6年12月 桶川市 都市計画課</p>	<p>それでは、『第二次桶川市都市計画マスタープラン及び桶川市立地適正化計画の策定に伴う市民説明会』を開催します。</p>								
	<p style="text-align: center;">次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 説明事項 <ol style="list-style-type: none"> 3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について 3-2 都市計画マスタープランについて 3-3 立地適正化計画について 3-4 計画の進行管理 3-5 今後のスケジュール 4 質疑応答 5 閉会 	<p>本日の説明内容は、ご覧のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について 3-2 都市計画マスタープランについて 3-3 立地適正化計画について 3-4 計画の進行管理 3-5 今後のスケジュール <p>となっています。</p>								
1	<p style="text-align: center;">3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">3-1-1</td> <td>都市計画マスタープラン、立地適正化計画とは……………2</td> </tr> <tr> <td>3-1-2</td> <td>計画策定の背景とポイント……………4</td> </tr> <tr> <td>3-1-3</td> <td>計画の位置づけと目標年次……………5</td> </tr> <tr> <td>3-1-4</td> <td>現況……………6</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1</p>	3-1-1	都市計画マスタープラン、立地適正化計画とは……………2	3-1-2	計画策定の背景とポイント……………4	3-1-3	計画の位置づけと目標年次……………5	3-1-4	現況……………6	<p>それでは、「3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について」、説明します。</p>
3-1-1	都市計画マスタープラン、立地適正化計画とは……………2									
3-1-2	計画策定の背景とポイント……………4									
3-1-3	計画の位置づけと目標年次……………5									
3-1-4	現況……………6									
2	<p>3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について</p> <p>3-1-1 都市計画マスタープラン、立地適正化計画とは ア) 都市計画マスタープランとは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画法第18条の2」に基づいて、市町村が定めることとされている計画 ・中長期的な視点に立ち、目指すべき都市の将来像、都市計画に係る市町村の基本的な方向性を示した計画 <p style="text-align: center;">都市計画マスタープランで 定めた方針に基づいて</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>土地利用のルールの見直しや、道路等の都市施設の整備などについて、国や県と協議のうえ都市計画や事業計画の決定・変更を行います。</p> </div>  <p style="text-align: center;">2</p>	<p>こちらは都市計画マスタープランの概要です。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいて、市町村が定める計画です。この計画では、中長期的な視点に立ち、目指すべき都市の将来像や、都市計画に係る市町村の基本的な方向性を示すものであります。</p> <p>この都市計画マスタープランで定めた方針に基づき、土地利用のルールの見直しや、道路等の都市施設の整備などについて、国や県と協議のうえ都市計画や事業計画の決定・変更が行われます。</p>								

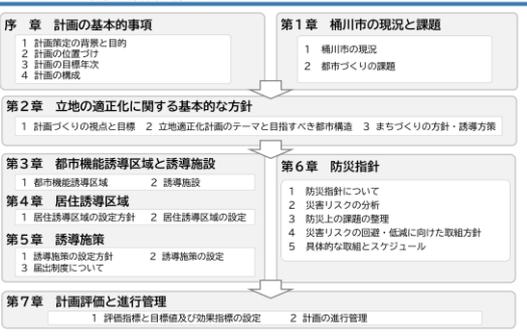
頁	スライド	ナレーション
3	<p>3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について 3-1-1 都市計画マスタープラン、立地適正化計画とは イ) 立地適正化計画とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 「都市再生特別措置法第81条」に基づいて、市町村が作成する計画 持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するための計画 <p>立地適正化計画で 定めた方針に基づいて</p> <p>指定した区域外での一定規模以上の建築行為や、区域内にある誘導施設を廃止する場合、建築主に対して届出義務を付すことで、長期的に「緩やかに」土地利用の誘導を行います。</p>  <p>図：改正都市再生特別措置法について（一部編集）（国土交通省）</p>	<p>こちらは立地適正化計画の概要です。 立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条に基づいて、市町村が作成する計画です。 この計画は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応した「コンパクトシティ」を実現するためのものです。</p> <p>この立地適正化計画で定めた方針に基づき、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する区域である「都市機能誘導区域」と、人口密度の維持するための、住宅を集約する区域である「居住誘導区域」を指定します。</p> <p>そして、この区域に商業施設や住宅を集約し、まちをコンパクトにするために、「区域の外で、一定規模以上の建物を建てる前や、区域の内側にある商業施設など廃止する前に、建築主の方に届出をしてもらうことで、長期的に、緩やかに、土地利用の誘導を行います。</p>
4	<p>3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について 3-1-2 計画策定の背景とポイント</p> <p>計画策定の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の基本構想である「桶川市第六次総合計画（以下、第六次総合計画）（令和6年3月）」の策定や、埼玉県が定める「桶川都市計画（桶川市）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、都市計画区域マスタープラン）（令和5年10月）」の見直しが行われたこと。 現行の都市計画マスタープランが策定から約30年が経過し、令和7年に目標年次を迎えること。 都市再生特別措置法の改正により、「立地適正化計画」が制度化されたこと。 <p>計画策定のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少や少子高齢化の進行が見通されるなかで、激甚化、頻発化する自然災害に対する防災意識の高まり、ライフスタイルや価値観の多様化、地球規模の環境問題の顕在化など、都市を取り巻く状況変化への対応。 将来に渡り持続可能なまちづくりの実現に向け、住宅及び都市施設等の適正な立地の誘導を図ることにより、第六次総合計画における土地利用の方向性で掲げられた集約型都市構造への対応。 	<p>こちらは計画策定の背景とポイントです。</p> <p>都市計画マスタープランの計画策定の背景としては、本市の基本構想である「桶川市第六次総合計画（以下、第六次総合計画）」の策定や、埼玉県が定める「桶川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下、都市計画区域マスタープラン）」の見直しが行われたこと、また、現行の都市計画マスタープランが策定から30年が経過し、令和7年に目標年次を迎えることから、第二次桶川市都市計画マスタープランを策定するものです。</p> <p>立地適正化計画の策定の背景としては、人口減少や少子高齢化の社会情勢の変化や防災の観点などを踏まえ、将来に渡り持続可能なまちづくりの実現に向けて、国は都市再生特別措置法を改正し、都市機能や居住空間の集積を形成する具体策として、立地適正化計画制度を創設しました。 本市も国の方針に沿って、第六次総合計画の集約型都市構造の形成に向け、桶川市立地適正化計画を策定するものです。</p> <p>計画策定のポイントとしては、人口減少や少子高齢化の進行が見通されるなかで、激甚化、頻発化する自然災害に対する防災意識の高まり、ライフスタイルや価値観の多様化、地球規模の環境問題の顕在化など、都市を取り巻く状況変化への対応や、将来に渡り持続可能なまちづくりの実現に向け、住宅及び都市施設等の適正な立地の誘導を図ることによる、第六次総合計画における土地利用の方向性で掲げられた集約型都市構造への対応です。</p>

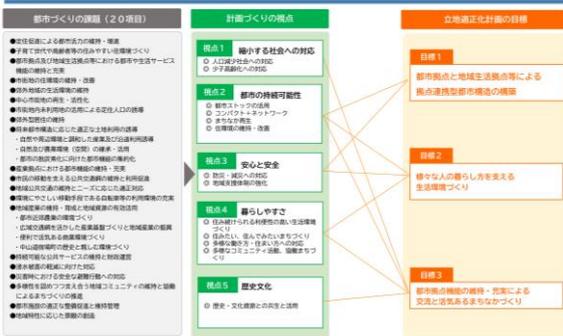
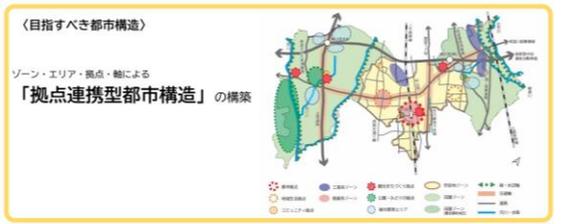
頁	スライド	ナレーション
5	<p>3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について 3-1-3 計画の位置づけと目標年次</p> <p>・上位計画である「第六次総合計画」及び埼玉県が定める「都市計画区域マスタープラン」に即し、各分野の関連計画と連携・整合を図るものとします。 ・目標年次は令和7年度（2025年度）を初年度とし、令和26年度（2044年度）を最終年度とする20年間を計画期間とします。 ・社会情勢等の変化を踏まえたうえで、おおむね5年ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂します。</p> 	<p>こちらは、都市計画マスタープランと立地適正化計画の両計画の位置づけと目標年次です。</p> <p>計画の位置づけについては、「第六次総合計画」と「都市計画区域マスタープラン」を上位計画とし、市の関連計画と整合、連携しながら進めていく計画となります。</p> <p>目標年次は、令和7年度を初年度とし、令和26年度を最終年度とする20年間を計画期間とします。また、社会情勢等の変化を踏まえたうえで、おおむね5年ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂します。</p>
6	<p>3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について 3-1-4 現況 ア) 人口動向、人口と都市機能施設</p> <p>人口動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の人口は減少傾向となっています。 65歳以上の人口増加により高齢化率は高まり、15歳未満の年少人口比率は減少する見通しとなっています。  <p>人口と都市機能施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化区域を中心に人口分布100人以上/haの地点が広く分布しています。 生活サービスに必要な主な都市機能施設は、人口密度の高い市街化区域に多く立地しています。 	<p>ここからは、両計画の策定にあたり整理した桶川市の現況について、主なものを抜粋して説明します。</p> <p>左の図は、昭和55年から令和2年までの実績値と、令和7年から令和27年までの人口の推計値を示したものです。人口の動向としては、減少傾向であり、65歳以上の人口の増加により高齢化率は高まり、15歳未満の年少人口比率は減少する見通しとなっています。</p> <p>右の図は、令和2年時点の人口分布と生活サービスに必要な主な施設の分布について示したものです。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域や計画的に市街化を図るべき区域とされています。ここでは、1haあたり100人以上の人口密度の高い地点が広く分布し、また、生活サービスに必要な主な都市機能施設が多く立地している状況です。</p>
7	<p>3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について 3-1-4 現況 イ) 都市計画区域とバス路線</p> <p>都市計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 市全域が都市計画区域に指定されています。 市街化区域の面積は825.7ha、市街化調整区域は1,709.3haとなっています。 市街化区域の用途内訳は、住居系が80.5%、商業系が3.9%、工業系が15.6%となっています。  <p>バス路線</p> <ul style="list-style-type: none"> 路線バスについては、交通事業者4社により5路線が運行しています。 市内循環バスについては、10系統運行しています。 駅やバス停の利用圏域に多くの地域がカバーされていますが、運行本数が限られた地域もみられます。 	<p>左の図は、桶川市の都市計画区域について示したものです。本市は、都市計画区域に市全域が指定されています。図の赤枠で囲われた部分は市街化区域を示しており、市域の約33%を占める、825.7haとなっています。市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域は、1,709.3haとなっています。</p> <p>市街化区域のうち、住居系用途の建物が建てられる地域が80.5%、商業系用途の建物が建てられる地域が3.9%、工業系用途の建物が建てられる地域が15.6%となっており、市街化区域の大半を住居系用途が占めている状況です。</p> <p>右の図は、バス路線です。路線バスについては、交通事業者4社により5路線が運行しています。市内循環バスについては、10系統運行しています。駅やバス停の利用圏域に多くの地域がカバーされていますが、運行本数が限られた地域もみられます。</p>

頁	スライド	ナレーション
8	<p>3-1 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画について 3-1-4 現況 つ) ハザードエリア (浸水)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害ハザードエリアは、災害リスクの状況に応じて災害レッドゾーンと災害イエローゾーンの2種類が存在し、水害や土砂災害の危険性が高い地域を示しています。 本市では、災害イエローゾーンの「浸水想定区域」のみが存在します。 指定避難所の人口カバー率は、市街化区域で97.1%となっています。  <p>図 浸水想定区域 (想定最大規模) の状況</p> <p>図 指定避難所の立地状況とカバー率</p>	<p>こちらはハザードエリアに関する図です。災害ハザードエリアは、災害リスクの状況に応じて災害レッドゾーンと災害イエローゾーンの2種類が存在し、水害や土砂災害の危険性が高い地域を示しています。本市では、災害イエローゾーンの浸水想定区域のみが存在します。また、指定避難所の人口カバー率は、市街化区域で97.1%となっています。</p>
9	<p>3-2 都市計画マスタープランについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 3-2-1 都市計画マスタープランの構成……………10 3-2-2 都市づくりの課題、視点、目標……………11 3-2-3 テーマ、目指すべき都市構造……………12 3-2-4 分野別方針……………13 3-2-5 地域別方針……………15 	<p>続いて、「3-2 都市計画マスタープランについて」、説明します。</p>
10	<p>3-2 都市計画マスタープランについて 3-2-1 都市計画マスタープランの構成</p> 	<p>はじめに、都市計画マスタープランの構成です。</p> <p>序章 計画の基本的事項 第1章 桶川市の現況と課題 第2章 基本方針 第3章 分野別方針 第4章 地域別方針 第5章 計画の推進に向けて</p>
11	<p>3-2 都市計画マスタープランについて 3-2-2 都市づくりの課題、視点、目標</p> 	<p>こちらは、都市づくりの課題、視点、目標です。左の図にまとめている都市づくりの課題20項目は、「桶川市の現況」、「市民アンケートなどによる市民意向」、「社会経済状況」、「現行の都市計画マスタープランに示される施策等の達成度評価」を踏まえて整理した課題となっています。その20項目の課題に基づき、5つの「計画づくりの視点」を抽出し、「都市づくりの目標」を定めました。</p>

頁	スライド	ナレーション
12	<p>3-2 都市計画マスタープランについて 3-2-3 テーマ、目指すべき都市構造</p> <p>(テーマ) 暮らし続けたい・暮らししてみたいまち おけがわ ～愛着と誇りをもてるまちづくりに向けて～</p> <p>(目指すべき都市構造) ゾーン・エリア・拠点・軸による 「拠点連携型都市構造」の構築</p> 	<p>都市づくりの4つの目標を踏まえ、市の特色を整理し、「都市づくりのテーマ」を『暮らし続けたい・暮らししてみたいまち おけがわ～愛着と誇りをもてるまちづくりに向けて～』としています。</p> <p>こちらは、本市がこれまで築いてきた市街地や東西に広がる田園風景、自然環境、中山道などの歴史文化などの地域の特色を活かし、まちに住む人やそれぞれの産業に従事する誰もが快適に安心して学びを深めながら暮らすことができ、にぎわいと活気のあるまちづくりを進めることで、まずは、今住まれている方々が「暮らし続けたい」と思えるように、また、今住まれていない方も「暮らししてみたい」と思えるようにまちづくりを進めていきたいということを意図しています。</p> <p>また、都市づくりのテーマを実現するため、目指すべき都市構造として、ゾーン・エリア・拠点・軸による「拠点連携型都市構造」の構築を設定します。</p> <p>都市構造とは、社会情勢の変化や広域的な位置づけを踏まえて、市全体の特性や骨格をランドデザインとして概念的に示すものです。</p>
13 14	<p>3-2 都市計画マスタープランについて 3-2-4 分野別方針</p> <p>土地利用 (基本方針) 都市の魅力とにぎわいを創出し、誰もが安心して住み続けられる持続可能な土地利用の形成</p> <p>(施策の方針) ① 居住や都市機能の誘導と歩いて暮らせるまちづくり ② 地域特性に応じた適正な土地利用の整備推進 ③ 市街化区域の土地利用 ④ 市街化調整区域の土地利用</p> <p>市街地・住環境整備 (基本方針) 公共施設などの既存ストックを活かした都市空間の再構築と地域特性に応じた住環境の維持・改善</p> <p>(施策の方針) ① 市街地整備などによる都市空間の再構築 ② 地域特性を活かした住環境の整備・改善 ③ 誰もが快適に生活できる住環境の整備・改善 ④ 安心・安全な都市環境の形成</p> <p>道路・交通 (基本方針) 活力のある都市活動を支え快適に暮らし続けられる道路・交通の構築</p> <p>(施策の方針) ① 都市の活力や利便性を高める道路網の構築 ② 人や環境にやさしい公共交通環境づくり ③ 交通安全環境の推進</p> <p>3-2 都市計画マスタープランについて 3-2-4 分野別方針</p> <p>水・緑・環境 (基本方針) 自然と都市が共生する持続可能なまちづくり</p> <p>(施策の方針) ① 水環境の保全 ② 緑環境の保全・育成 ③ 環境に配慮した都市環境づくり ④ 水と緑のネットワーク</p> <p>景観形成 (基本方針) 地域の資源や個性を活かした魅力あるまちなみの創出や自然景観の継承</p> <p>(施策の方針) ① 魅力ある市街地景観の形成 ② 特色ある自然景観及び風景の維持・継承 ③ 多様な主体との協働による景観形成</p> <p>都市防災 (基本方針) 防災・減災対策や地域防災力の向上による安心・安全なまちづくり</p> <p>(施策の方針) ① 治水対策の推進 ② 災害に備えた防災基盤及び機能の強化 ③ 地域防災力の向上</p>	<p>こちらは、都市づくりの目標やテーマ及び目指すべき都市構造の実現に向けて、「土地利用」、「市街地・住環境整備」、「道路・交通」、「水・緑・環境」、「景観形成」、「都市防災」の6つに分野を分けた、市域全体を対象とした方針となるものでございます。</p> <p>各分野の基本方針としては、土地利用は「都市の魅力とにぎわいを創出し、誰もが安心して住み続けられる持続可能な土地利用の形成」、市街地・住環境整備は「公共施設などの既存ストックを活かした都市空間の再構築と地域特性に応じた住環境の維持・改善」、道路・交通は「活力のある都市活動を支え快適に暮らし続けられる道路・交通の構築」、水・緑・環境は「自然と都市が共生する持続可能なまちづくり」、景観形成は「地域の資源や個性を活かした魅力あるまちなみの創出や自然景観の継承」、都市防災は「防災・減災対策や地域防災力の向上による安心・安全なまちづくり」、としています。</p> <p>各分野の基本方針に基づき、施策を進めるための方針を設定し、計画書には具体的な内容を記載しています。例えば、13ページの「道路・交通」の②「人や環境にやさしい公共交通環境づくり」には、都市計画審議会からの御意見を踏まえ、自動運転や次世代モビリティといった新技術の動向に注視し、地域ニーズや社会情勢の変化に応じた公共交通の利便性の向上に努めることとする方針を記載しています。</p> <p>14ページの「都市防災」の①「治水対策の推進」では、関係機関と連携した河川改修による治水対策を進めることとする方針を記載しています。</p>

頁	スライド	ナレーション												
15	<p>3-2 都市計画マスタープランについて 3-2-5 地域別方針 ア) 地域区分</p> <p>・市域の中心を南北に通る鉄道を軸とした地理的状況、都市計画の指定状況を考慮し、本市を4つの地域に区分し、それぞれの地域別に方針を示します。</p> <p>表 地域区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>対応する丁字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西部田園地域</td> <td>大字川田谷、大字上日出谷の一部、大字下日出谷の一部</td> </tr> <tr> <td>市街地西部地域</td> <td>東一・二丁目、若宮一・二丁目、鴨川一・二丁目、朝日一～三丁目、上日出谷南一～三丁目、大字上日出谷の一部、下日出谷西一～三丁目、下日出谷東一～三丁目、大字下日出谷の一部</td> </tr> <tr> <td>市街地東部地域</td> <td>東一・二丁目、西一・二丁目、南一・二丁目、北一・二丁目、寿一・二丁目、神明一・二丁目、末広一～三丁目、坂田東一～三丁目、坂田西一～三丁目、大字坂田の一部、大字加納の一部</td> </tr> <tr> <td>東部田園地域</td> <td>大字坂田の一部、大字加納の一部、大字篠津、大字五町台、大字倉人新田、大字小針領家、大字倉田、赤坂一・二丁目</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 地域区分図</p>	地域	対応する丁字	西部田園地域	大字川田谷、大字上日出谷の一部、大字下日出谷の一部	市街地西部地域	東一・二丁目、若宮一・二丁目、鴨川一・二丁目、朝日一～三丁目、上日出谷南一～三丁目、大字上日出谷の一部、下日出谷西一～三丁目、下日出谷東一～三丁目、大字下日出谷の一部	市街地東部地域	東一・二丁目、西一・二丁目、南一・二丁目、北一・二丁目、寿一・二丁目、神明一・二丁目、末広一～三丁目、坂田東一～三丁目、坂田西一～三丁目、大字坂田の一部、大字加納の一部	東部田園地域	大字坂田の一部、大字加納の一部、大字篠津、大字五町台、大字倉人新田、大字小針領家、大字倉田、赤坂一・二丁目	<p>こちらは、先ほどのテーマや目指すべき都市構造、分野別方針を踏まえた、地域の特性に応じ、地域づくりを進めるための取り組み方針となる地域別方針です。</p> <p>地域の区分の方法としては、市域の中心を南北に通る鉄道を軸とした地理的状況と、都市計画である市街化区域、市街化調整区域の指定状況を考慮し、本市を4つの地域に区分しています。</p> <p>地域名称としては、西部田園地域、市街地西部地域、市街地東部地域、東部田園地域となっています。</p>		
地域	対応する丁字													
西部田園地域	大字川田谷、大字上日出谷の一部、大字下日出谷の一部													
市街地西部地域	東一・二丁目、若宮一・二丁目、鴨川一・二丁目、朝日一～三丁目、上日出谷南一～三丁目、大字上日出谷の一部、下日出谷西一～三丁目、下日出谷東一～三丁目、大字下日出谷の一部													
市街地東部地域	東一・二丁目、西一・二丁目、南一・二丁目、北一・二丁目、寿一・二丁目、神明一・二丁目、末広一～三丁目、坂田東一～三丁目、坂田西一～三丁目、大字坂田の一部、大字加納の一部													
東部田園地域	大字坂田の一部、大字加納の一部、大字篠津、大字五町台、大字倉人新田、大字小針領家、大字倉田、赤坂一・二丁目													
16	<p>3-2 都市計画マスタープランについて 3-2-5 地域別方針 イ) 西部田園地域</p> <p>地域づくりのテーマ：自然や歴史が暮らしと調和した潤いのあるまちづくり</p>  <p>西部田園地域 整備方針図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市計画の項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用</td> <td>① 豊かな緑と田園環境の保全 ② 「(周辺等における適切な土地利用の誘導(健全な農業エリア) ③ 道路や地域の特性に応じた施設誘導(沿道施設) ④ 生活学習や地域交流による地域の活性化(コミュニティセンター拠点)</td> </tr> <tr> <td>市街地・田園環境整備</td> <td>① 健全な農業エリアにおける産業誘導 ② 歴史・文化・交差点等による地域の活性化(観光まちづくり拠点) ③ 生活環境施設誘導の維持・改善</td> </tr> <tr> <td>道路・交通</td> <td>① 地域の活動を支える道路網の強化 ② 地域の移動を支える公共交通網の維持・改善 ③ 交通安全の確保・改善 ④ 水環境の保全と水辺空間の活用(緑・水辺)</td> </tr> <tr> <td>水・緑・環境</td> <td>① 都市公園の適正な管理と保全 ② 地域の特色ある景観及び風情の維持・継承(公園・みどりの拠点)</td> </tr> <tr> <td>防災・防犯</td> <td>① 河川景観の維持と環境づくり(緑・水辺) ② 浸水対策の整備・強化 ③ 地域防災機能の維持・強化 ④ 安心して暮らせる地域づくり</td> </tr> </tbody> </table>	都市計画の項目	内容	土地利用	① 豊かな緑と田園環境の保全 ② 「(周辺等における適切な土地利用の誘導(健全な農業エリア) ③ 道路や地域の特性に応じた施設誘導(沿道施設) ④ 生活学習や地域交流による地域の活性化(コミュニティセンター拠点)	市街地・田園環境整備	① 健全な農業エリアにおける産業誘導 ② 歴史・文化・交差点等による地域の活性化(観光まちづくり拠点) ③ 生活環境施設誘導の維持・改善	道路・交通	① 地域の活動を支える道路網の強化 ② 地域の移動を支える公共交通網の維持・改善 ③ 交通安全の確保・改善 ④ 水環境の保全と水辺空間の活用(緑・水辺)	水・緑・環境	① 都市公園の適正な管理と保全 ② 地域の特色ある景観及び風情の維持・継承(公園・みどりの拠点)	防災・防犯	① 河川景観の維持と環境づくり(緑・水辺) ② 浸水対策の整備・強化 ③ 地域防災機能の維持・強化 ④ 安心して暮らせる地域づくり	<p>西部田園地域から説明します。</p> <p>左側の表は、分野別方針の項目に沿って整理した、地域づくりの方針です。</p> <p>右側の図は地域の整備方針を示した地域整備方針図となっています。</p> <p>西部田園地域の地域づくりのテーマとしましては、「自然や歴史が暮らしと調和した潤いのあるまちづくり」としています。</p> <p>これは、荒川や江川などの自然や田園風景を保全するとともに、地域に残る文化財や拠点施設となる歴史民俗資料館を通して歴史を継承することで、自然や歴史などの地域資源が暮らしと調和した潤いのあるまちづくりとなることを意図しています。</p> <p>西部田園地域の特徴的なものとして、「土地利用」の「①豊かな緑と田園環境の保全」では、農業環境の保全を図るとともに、農地と住宅地との調和のとれた適切な土地利用の誘導を図ることとしています。</p> <p>また、「都市防災」の「①浸水対策の整備・強化」では、関係機関と連携しながら、国が進める荒川堤防築堤事業、第四調節池整備事業などの浸水対策の整備や強化を進めていく方針としています。</p>
都市計画の項目	内容													
土地利用	① 豊かな緑と田園環境の保全 ② 「(周辺等における適切な土地利用の誘導(健全な農業エリア) ③ 道路や地域の特性に応じた施設誘導(沿道施設) ④ 生活学習や地域交流による地域の活性化(コミュニティセンター拠点)													
市街地・田園環境整備	① 健全な農業エリアにおける産業誘導 ② 歴史・文化・交差点等による地域の活性化(観光まちづくり拠点) ③ 生活環境施設誘導の維持・改善													
道路・交通	① 地域の活動を支える道路網の強化 ② 地域の移動を支える公共交通網の維持・改善 ③ 交通安全の確保・改善 ④ 水環境の保全と水辺空間の活用(緑・水辺)													
水・緑・環境	① 都市公園の適正な管理と保全 ② 地域の特色ある景観及び風情の維持・継承(公園・みどりの拠点)													
防災・防犯	① 河川景観の維持と環境づくり(緑・水辺) ② 浸水対策の整備・強化 ③ 地域防災機能の維持・強化 ④ 安心して暮らせる地域づくり													

頁	スライド	ナレーション
20	<p>3-2 都市計画マスタープランについて 3-2-5 地域別方針 オ 東部田園地域</p> <p>地域づくりのテーマ：自然と産業が調和した環境共生まちづくり</p>  <p>20</p>	<p>こちらは、東部田園地域です。 東部田園地域の地域づくりのテーマとしましては、「自然と産業が調和した環境共生まちづくり」としています。 これは、綾瀬川や元荒川などの河川や、地域に残る田園風景などの自然の保全を図るとともに、交通便利性を活かした東部工業団地や加納原地区の工業系市街地における産業が自然と共生するまちづくりとなることを意図しています。</p> <p>東部田園地域の特徴的なものとして、「土地利用」の「②工業団地における操業環境の維持・向上」では、他用途への転換防止や周辺環境との調和に努めることとしています。 また、「水・緑・環境」の「③地域の緑地資源の整備と管理」では赤堀川沿いの桜並木などの既存林や河川敷などは、地域内の貴重な緑や自然資源として保全・活用を図ることとしています。</p>
21	<p>3-3 立地適正化計画について</p> <p>3-3-1 立地適正化計画の構成……………22 3-3-2 都市づくりの課題、視点、目標……………23 3-3-3 テーマ、目指すべき都市構造……………24 3-3-4 まちづくりの方針・誘導方針……………25 3-3-5 都市機能誘導区域……………26 3-3-6 誘導施設……………29 3-3-7 居住誘導区域……………31 3-3-8 防災指針……………33 3-3-9 評価指標と目標値の設定……………36</p> <p>21</p>	<p>続いて、「3-3 立地適正化計画について」、説明します。</p>
22	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-1 立地適正化計画の構成</p>  <p>22</p>	<p>立地適正化計画の構成です。</p> <p>序章 計画の基本的事項 第1章 桶川市の現況と課題 第2章 立地の適正化に関する基本的な方針 第3章 都市機能誘導区域と誘導施設 第4章 居住誘導区域 第5章 誘導施策 第6章 防災指針 第7章 計画評価と進行管理 となっています。</p>

頁	スライド	ナレーション
23	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-2 都市づくりの課題、視点、目標</p>  <p>都市づくりの課題(20項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都市生活圏による生活圏の維持・発展 ●子育て世代や高齢者等のみずみずしいまちづくり ●都市拠点及び地域生活拠点における都市や生活サービス機能の維持と充実 ●都市生活圏の維持・発展 <p>都市づくりの視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 視点1 暮らしやすさへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ① 人口減少社会への対応 ② 子育て世代への対応 視点2 都市の持続可能性 <ul style="list-style-type: none"> ① 都市生活圏の維持・発展 ② コミュニティネットワーク ③ まちなかの維持 ④ 住環境の維持・改善 視点3 安心と安全 <ul style="list-style-type: none"> ① 防災・減災への対応 ② 防災・減災への対応 視点4 暮らしやすさ <ul style="list-style-type: none"> ① 住み続けられる住環境の創出 ② 住み続けられる住環境の創出 ③ 住み続けられる住環境の創出 ④ 住み続けられる住環境の創出 視点5 歴史文化 <ul style="list-style-type: none"> ① 歴史・文化遺産との共生と活用 <p>立地適正化計画の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標1 都市拠点と地域生活拠点等による拠点連携型都市構造の構築 目標2 様々な人の暮らし方を支える生活環境づくり 目標3 都市拠点の維持・発展による交流と活気あるまちなかづくり 	<p>こちらは、都市づくりの課題、視点、目標です。左の図にまとめている都市づくりの課題 20 項目と計画づくりの視点は、先ほどの都市計画マスタープランと同様となります。</p> <p>20 項目の課題に基づき、目標を設定するための 5 つの「計画づくりの視点」を抽出し、「立地適正化計画の目標」を定めました。</p>
24	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-3 テーマ、目指すべき都市構造</p> <p>〈テーマ〉 交流と活気のある桶川駅周辺の再生と暮らしを支える利便性の高いまちづくり ～持続可能な都市構造の構築に向けて～</p> <p>〈目指すべき都市構造〉</p> <p>ゾーン・エリア・拠点・軸による「拠点連携型都市構造」の構築</p> 	<p>立地適正化計画の 3 つの目標を踏まえ、市の特色を整理し、「立地適正化計画のテーマ」を『交流と活気のある桶川駅周辺の再生と暮らしを支える利便性の高いまちづくり～持続可能な都市構造の構築に向けて～』としています。</p> <p>こちらは、都市拠点及び地域生活拠点等、それぞれの役割に応じた拠点形成と共に、公共交通や道路交通網によるネットワークと連携して発展していくことで、持続可能な都市構造の構築に向けて「交流と活気のある桶川駅周辺の再生と暮らしを支える利便性の高いまちづくり」を目指していきたいということを意図しています。</p> <p>また、立地適正化計画のテーマを実現するため、目指すべき都市構造については、先ほど説明した都市計画マスタープランと同様となります。</p>
25	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-4 まちづくりの方針・誘導方策</p> <p>〈まちづくりの方針〉</p> <p>① 都市機能誘導区域の都市機能及び公共交通ネットワークの維持と充実</p> <p>(誘導方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-I 都市拠点周辺の都市機能誘導区域におけるにぎわいと活気のある拠点づくり ①-II 地域生活拠点周辺の都市機能誘導区域における市民生活の質の向上に寄与する機能の充実 <p>〈まちづくりの方針〉</p> <p>② 時代に応じた居住誘導と暮らし続けられる生活環境づくり</p> <p>(誘導方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ②-I 時代に応じた定住・移住環境の整備 ②-II 暮らしやすさの向上 <p>〈まちづくりの方針〉</p> <p>③ あらたな交流や活気を生み出すまちなかづくり</p> <p>(誘導方策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ③-I 歴史文化などの多様な機能の連携に向けたまちなかの回遊性の向上 ③-II 歴史資源を活用した魅力のあるまちづくり 	<p>こちらは、先ほどの「目標」、「テーマ」、「目指すべき都市構造」を踏まえ設定している、立地適正化計画が目指すべき「まちづくりの方針」となるものです。</p> <p>1 点目として「都市機能誘導区域の都市機能及び公共交通ネットワークの維持と充実」</p> <p>2 点目として「時代に応じた居住誘導と暮らし続けられる生活環境づくり」</p> <p>3 点目として「あらたな交流や活気を生み出すまちなかづくり」としています。</p> <p>各方針の下の記載は、方針を進めるために必要な誘導方策についての体系となるものです。</p> <p>また、計画書においては、誘導区域の持続的な暮らしやすさや魅力の向上に向けて、良好な都市環境を創出するための施策として、まちづくりの方針・誘導方策に基づく「誘導施策」を記載しています。</p>

頁	スライド	ナレーション								
26	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-5 都市機能誘導区域 ア) 設定方針</p> <p>・都市機能誘導区域は、都市機能施設の維持や確保を図る区域として、以下の設定方針に基づき設定します。 ・桶川駅周辺の都市機能誘導区域内では、効果的に拠点性を高めるため、優先的に都市機能を誘導する市独自の「誘導優先エリア」を設定します。</p> <p>【設定方針の概要】</p> <table border="1"> <tr> <td>条件1：拠点形成の考え方</td> <td>都市機能の充実を図る拠点として位置付けられている (目指すべき都市構造及び第六次総合計画)</td> </tr> <tr> <td>条件2：概ねの範囲</td> <td>市街化区域内であり、徒歩や自転車等で移動できる範囲 ・徒歩や自転車等により移動できる範囲(約800m) ・徒歩により容易に移動できる範囲(約300m)</td> </tr> <tr> <td>条件3：区域に含める範囲</td> <td>人口・都市機能が集積している 公共交通の利便性の高い地域</td> </tr> <tr> <td>条件4：除外する範囲</td> <td>災害リスクの高い地域(災害レッドゾーン)</td> </tr> </table>	条件1：拠点形成の考え方	都市機能の充実を図る拠点として位置付けられている (目指すべき都市構造及び第六次総合計画)	条件2：概ねの範囲	市街化区域内であり、徒歩や自転車等で移動できる範囲 ・徒歩や自転車等により移動できる範囲(約800m) ・徒歩により容易に移動できる範囲(約300m)	条件3：区域に含める範囲	人口・都市機能が集積している 公共交通の利便性の高い地域	条件4：除外する範囲	災害リスクの高い地域(災害レッドゾーン)	<p>こちらは、都市機能誘導区域です。 都市機能誘導区域は、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能施設の維持や確保を図る区域として設定されます。</p> <p>設定に当たっては、 条件1の拠点形成の考え方として、目指すべき都市構造及び第六次総合計画において、都市機能の充実を図る拠点として位置付けられていること。 条件2の概ねの範囲として、市街化区域内であり、徒歩や自転車等で移動できる範囲であること。 具体的な範囲としては、 ・徒歩や自転車等により移動できる範囲の約800m ・徒歩により容易に移動できる範囲の約300m を概ねの範囲として整理しました。 条件3の区域に含める範囲として、人口・都市機能が集積しており、公共交通の利便性の高い地域であること。 条件4の除外する範囲として、災害リスクの高い地域、いわゆる災害レッドゾーンを除くこと。</p> <p>以上、4つの条件を考慮し、都市機能誘導区域を設定しました。</p>
条件1：拠点形成の考え方	都市機能の充実を図る拠点として位置付けられている (目指すべき都市構造及び第六次総合計画)									
条件2：概ねの範囲	市街化区域内であり、徒歩や自転車等で移動できる範囲 ・徒歩や自転車等により移動できる範囲(約800m) ・徒歩により容易に移動できる範囲(約300m)									
条件3：区域に含める範囲	人口・都市機能が集積している 公共交通の利便性の高い地域									
条件4：除外する範囲	災害リスクの高い地域(災害レッドゾーン)									
27	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-5 都市機能誘導区域 イ) 都市機能誘導区域の設定</p> <p>【桶川駅周辺地区】(136.8ha)</p> 	<p>こちらは、都市機能サービスを提供する拠点として、桶川駅より徒歩や自転車等により移動できる約800mの範囲を基準に、「桶川駅周辺地区」を設定しています。</p> <p>この地区は、既存の施設や公共交通の利便性が高い地域であり、駅周辺における都市機能導入の可能性のある低未利用地を含め、拠点としての土地利用の転換が見込まれる地区となっています。</p> <p>なお、都市計画審議会からの御意見を踏まえ、こちらの地区では、効果的に拠点性を高めるため、優先的に都市機能を誘導する市独自のエリア「誘導優先エリア」を設定しています。 この市独自のエリアでは、特定用途誘導地区の設定等について検討します。</p>								
28	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-5 都市機能誘導区域 イ) 都市機能誘導区域の設定</p> <p>【坂田地区】(16.4ha) 【日出谷地区】(12.4ha)</p> 	<p>こちらは、地域生活サービスを提供する拠点として、中心施設より徒歩により容易に移動できる約300mの範囲を基準に、「坂田地区」「日出谷地区」の2地区を設定しています。</p> <p>これらの地区は、既存の施設や公共交通の利便性が高い地域であり、今後の機能充実に向けた土地利用の転換が見込まれる地区となっています。</p>								

3-3 立地適正化計画について
3-3-6 誘導施設 ア) 誘導施設の考え方

誘導施設は、医療施設、福祉施設、商業施設等、居住者の利便性や福祉の増進に著しく寄与する施設とされています。
・「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、下表のとおり誘導することが望ましい施設例が示されています。

都市機能		中心地区	地域/生活圏別
行政機能	■市庁舎(市庁舎) 例：市庁舎	■市庁舎(市庁舎) 例：市庁舎	■市庁舎(市庁舎) 例：市庁舎
介護福祉機能	■地域包括支援センター 例：地域包括支援センター	■地域包括支援センター 例：地域包括支援センター	■地域包括支援センター 例：地域包括支援センター
子育て機能	■保育所・幼稚園・認定こども園 例：保育所・幼稚園・認定こども園	■保育所・幼稚園・認定こども園 例：保育所・幼稚園・認定こども園	■保育所・幼稚園・認定こども園 例：保育所・幼稚園・認定こども園
商業機能	■スーパーマーケット(250㎡以上) 例：スーパーマーケット	■スーパーマーケット(250㎡以上) 例：スーパーマーケット	■スーパーマーケット(250㎡以上) 例：スーパーマーケット
医療機能	■病院(20床以上) 例：病院	■病院(20床以上) 例：病院	■病院(20床以上) 例：病院
金融機能	■銀行・信用金庫 例：銀行・信用金庫	■銀行・信用金庫 例：銀行・信用金庫	■銀行・信用金庫 例：銀行・信用金庫
教育・文化機能	■図書館 例：図書館	■図書館 例：図書館	■図書館 例：図書館

こちらは、誘導施設です。
誘導施設とは、都市再生特別措置法において「医療施設、福祉施設、商業施設、その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。
この誘導施設の設定により、拠点となるエリアに都市機能が確保され、人口減少社会に対応した効率的なサービス提供が可能となり、市民生活の利便性が維持されるなどの効果が期待できます。

なお、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」では、表のとおり誘導することが望ましい施設例が示されています。

3-3 立地適正化計画について
3-3-6 誘導施設 イ) 誘導施設の設定

・各地区の特性や施設の立地状況に基づき、誘導施設を設定しました。

表 誘導施設の設定

機能	誘導施設	都市機能誘導区域					
		桶川駅周辺地区		坂田地区		日出谷地区	
		立地状況	維持	立地状況	維持	立地状況	維持
行政機能	本庁舎(市庁舎)	●	●	●	●	●	●
介護福祉機能	地域包括支援センター	●	●	●	●	●	●
子育て機能	保育所・幼稚園・認定こども園	●	●	●	●	●	●
	子育て支援センター	●	●	●	●	●	●
商業機能	スーパーマーケット(250㎡以上)	●	●	●	●	●	●
医療機能	病院(20床以上)	●	●	●	●	●	●
金融機能	銀行・信用金庫	●	●	●	●	●	●
教育・文化機能	図書館	●	●	●	●	●	●
	市民ホール	●	●	●	●	●	●

各地区の特性や施設の立地状況、国が示す誘導施設例、公共施設等総合管理計画における市有施設を踏まえて、表のとおり誘導施設を設定しました。

なお、表に定める誘導施設は、立地適正化計画を策定することで、都市再生特別措置法第108条の規定に基づく届出対象となります。

桶川駅周辺地区においては、
本庁舎、地域包括支援センター、保育所・幼稚園・認定こども園、子育て支援センター、スーパーマーケット、大規模小売店、病院、銀行・信用金庫、図書館、市民ホールを誘導施設に設定しています。

坂田地区においては、
保育所・幼稚園・認定こども園、子育て支援センター、スーパーマーケット、大規模小売店、図書館を誘導施設に設定しています。

日出谷地区においては、スーパーマーケット、大規模小売店を誘導施設に設定しています。

誘導施設の中には、すでに立地していてその維持を図っていくべきものと、立地しておらず新たに誘導していくべきものに分類して設定しています。

頁	スライド	ナレーション
31	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-7 居住誘導区域 ア) 設定方針</p> <p>・居住誘導区域については、人口減少の中でも人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として、下記の設定方針に基づき設定します。 ・居住誘導区域内に市独自のエリア「防災・減災重点対策エリア」を設定します。</p> <p>【設定方針の概要】</p> <p>都市計画区域（立地適正化計画の区域）</p> <p>条件1：市街化区域にある（※工業系用途地域を除く区域）</p> <p>人口・都市機能が集積している</p> <p>条件2：公共交通の利便性の高い地域である 指定避難所カバー圏域にある</p> <p>条件3：災害リスクが少ない</p> <p>居住誘導区域</p> <p>防災・減災重点対策エリア 居住誘導区域のうち、災害イエローゾーンであり、具体的な防災・減災対策を行っているエリアについては「防災・減災重点対策エリア」に設定し、より重点的な防災・減災対策により住民の安全性向上を図ることとする。</p> <p style="text-align: right;">31</p>	<p>こちらは居住誘導区域です。 居住誘導区域は、人口が減少していく中であっても、人口密度を維持することによって生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域として設定されるものです。</p> <p>設定に当たっては、 条件1として、市街化区域のうち、住居系用途の建物が建てられない工業系用途地域を除いた区域であること。 条件2として、人口や都市機能が集積しており、公共交通のサービス圏域であること。また、指定避難所のカバー圏域であること。 条件3として、災害リスクの高い地域、いわゆる災害レッドゾーンに該当していないこと。</p> <p>以上、3つの条件を考慮し、居住誘導区域を設定しました。</p> <p>なお、居住誘導区域のうち、いわゆる災害イエローゾーンであり、具体的な防災・減災対策を行っているエリアについては、市独自のエリア「防災・減災重点対策エリア」に設定し、より重点的な防災・減災対策により住民の安全性向上を図ることとします。</p>
32	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-7 居住誘導区域 イ) 居住誘導区域の設定</p> <p>・居住誘導区域の設定方針より、以下の区域を設定しました。 ・①、②及び③については、一部がイエローゾーン（浸水想定区域）となっているため「防災・減災重点対策エリア」として、重点的な防災・減災対策を検討することとします。</p> <p>居住誘導区域図 (面積：739.8ha) (市街化区域の89.6%)</p> <p style="text-align: right;">32</p>	<p>居住誘導区域の設定方針を踏まえ、市街化区域から工業系用途地域を除いた、市街化区域 825.7ha の約 89.6% となる約 739.8ha を居住誘導区域として設定します。</p> <p>なお、「防災・減災重点対策エリア」は、一部が浸水想定区域 イエローゾーンとなっており、浸水被害を軽減させるための対策を行っている①北西部、②西部及び③東部に設定します。</p>

頁	スライド	ナレーション
33	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-8 防災指針 ア) 水害</p> <p>・防災指針については、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針として、次のとおり取組方針を設定します。</p> <p>水害</p>  <p>【居住誘導区域】 ①北西部、②西部 ・国や県と連携した保水機能の保全と河川や水路、調整池などの総合的な治水機能の向上を図ります。 ③東部 ・防災訓練等による住民の意識啓発に向けたソフト対策等の強化を図ります。 ・防災・減災対策等に関する支援を検討します。</p> <p>【居住誘導区域外】 ・国や県と連携した保水機能の保全と河川や水路、調整池などの総合的な治水機能の向上を図ります。 ・市街化調整区域内の災害イノベーションに向けたソフト対策等の強化を図ります。 ・市街化調整区域外に隣接する区域の円滑な避難に資する避難体制の充実を図ります。</p> <p>【居住誘導区域外】 ・市街化調整区域内の災害イノベーションに向けたソフト対策等の強化、安全上及び避難上の対策を義務付けます。</p> <p>図 洪水ハザードマップ（横浜市防災ガイドを一部編集）</p>	<p>こちらは、防災指針です。</p> <p>防災指針は、立地適正化計画による居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保を図るための指針となるものです。</p> <p>防災指針の対象となる災害は、水害・地震とします。</p> <p>なお、防災指針の対象区域は基本的に居住誘導区域とされていますが、当市では市街化調整区域を含む市全域に居住実体があり、今後も一定の防災性を確保する必要があることから、居住誘導区域に限らず市全域を対象としました。</p> <p>33 水害についての災害リスク分析の結果を踏まえ、リスク低減の取組方針として、居住誘導区域内では、防災・減災重点対策エリアについて、「国や県と連携した保水機能の保全と河川や水路、調整池などの総合的な治水機能の向上」や「防災訓練、ハザードマップ更新、地区防災計画の策定等による早期避難誘導、住民の意識啓発に向けたソフト対策等の強化」を図り、防災・減災対策等に関する支援の検討をすることとしています。</p> <p>居住誘導区域外では、先ほどの「総合的な治水機能の向上」に加え、「荒川・江川の家屋倒壊氾濫想定区域周辺の円滑な避難に資する避難体制の充実」を図ります。</p>
34	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-8 防災指針 イ) 地震</p> <p>地震</p>  <p>【居住誘導区域/市全域】 ・建築物やインフラの耐震化を促進し、リスクの低減を図ります。 ・耐震改修、ブロック塀撤去助成や老朽木造住宅の耐震補修などの支援制度を展開し、防災性の向上を図ります。 ・液状化の危険性が高い地域については、液状化対策に必要な情報を提供し、市民や事業者などの対策を促します。</p> <p>図 液状化可能性マップ</p>	<p>こちらは、地震についての災害リスク分析の結果を踏まえ、リスク低減の取組方針として、「建築物やインフラの耐震化を促進」、「耐震改修・ブロック塀撤去助成や老朽木造住宅の除却助成などの支援制度を展開し、防災性の向上を図る」こととしています。</p> <p>また、「液状化の危険性が高い地域については、液状化対策に必要な情報を提供し、市民や事業者などの対策」を促します。</p> <p>34</p>

頁	スライド	ナレーション																																																			
35	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-8 防災指針 つ) 具体的な取組</p> <p>被害の最小化や迅速な避難、復旧・復興に向けて、国土強靱化地域計画や地域防災計画等の防災に関する計画と整合を図りつつ、国や県の流域治水プロジェクト、河川整備計画等、関係機関と連携を強化しながら行う中長期的（10年～20年）な取組について、以下のように設定します。</p> <table border="1" data-bbox="199 365 762 584"> <thead> <tr> <th>具体的な取組</th> <th>実施主体</th> <th>具体的な取組</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">水害</td> <td>流域治水の推進（治水機能の向上）</td> <td>国</td> <td rowspan="3">地震</td> <td>災害に強い建物・施設づくりの推進</td> <td>県・市</td> </tr> <tr> <td>河川堤防整備事業</td> <td>国</td> <td>窓ガラス等の落下物防止対策</td> <td>県・市</td> </tr> <tr> <td>第四調整池整備事業（荒川）</td> <td>国</td> <td>ブロック塀の倒壊防止対策</td> <td>県・市</td> </tr> <tr> <td>ワンコイン浸水センサ実証実験</td> <td>国・県</td> <td rowspan="7">共通</td> <td>空き家対策</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>江川河川整備計画の見直し</td> <td>県</td> <td>防災・減災に対する意識啓発</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>江川調整池整備事業</td> <td>県</td> <td>防災体制の強化</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>目黒排水路調整池等整備事業</td> <td>市</td> <td>地域防災力の向上</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>河川・水路の改修と維持管理</td> <td>市</td> <td>防災設備・物資の充実</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>雨水流出の抑制</td> <td>市</td> <td>防災活動拠点の機能強化</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>災害に強い建物づくりの推進</td> <td>市</td> <td>道路の基礎整備</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>火災発生原因の制御</td> <td>市</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※流域治水：水災害の激化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・改良などの対策をより一層推進するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から調整池（河川の氾濫により洪水が貯留される地域）にわたる流域に、関するあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。</small></p>	具体的な取組	実施主体	具体的な取組	実施主体	水害	流域治水の推進（治水機能の向上）	国	地震	災害に強い建物・施設づくりの推進	県・市	河川堤防整備事業	国	窓ガラス等の落下物防止対策	県・市	第四調整池整備事業（荒川）	国	ブロック塀の倒壊防止対策	県・市	ワンコイン浸水センサ実証実験	国・県	共通	空き家対策	市	江川河川整備計画の見直し	県	防災・減災に対する意識啓発	市	江川調整池整備事業	県	防災体制の強化	市	目黒排水路調整池等整備事業	市	地域防災力の向上	市	河川・水路の改修と維持管理	市	防災設備・物資の充実	市	雨水流出の抑制	市	防災活動拠点の機能強化	市	災害に強い建物づくりの推進	市	道路の基礎整備	市			火災発生原因の制御	市	<p>被害の最小化や迅速な避難、復旧・復興に向けて、国土強靱化地域計画や地域防災計画等の防災に関する計画と整合を図りつつ、国や県の流域治水プロジェクト、河川整備計画等、関係機関と連携を強化しながら行う中長期的（10年～20年）な取組を表のとおり設定します。</p> <p>なお、「流域治水」とは、注釈のとおり、流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方のことです。</p> <p>水害については、主に「流域治水の推進」や「雨水流出の抑制」などに長期的に取り組めます。</p> <p>地震については、主に「ブロック塀の倒壊防止対策」などに長期的に取り組めます。</p> <p>地震及び水害の共通事項では、主に「防災・減災に対する意識啓発」や「防災活動拠点の機能強化」などに長期的に取り組めます。</p>
具体的な取組	実施主体	具体的な取組	実施主体																																																		
水害	流域治水の推進（治水機能の向上）	国	地震	災害に強い建物・施設づくりの推進	県・市																																																
	河川堤防整備事業	国		窓ガラス等の落下物防止対策	県・市																																																
	第四調整池整備事業（荒川）	国		ブロック塀の倒壊防止対策	県・市																																																
	ワンコイン浸水センサ実証実験	国・県	共通	空き家対策	市																																																
	江川河川整備計画の見直し	県		防災・減災に対する意識啓発	市																																																
	江川調整池整備事業	県		防災体制の強化	市																																																
	目黒排水路調整池等整備事業	市		地域防災力の向上	市																																																
	河川・水路の改修と維持管理	市		防災設備・物資の充実	市																																																
	雨水流出の抑制	市		防災活動拠点の機能強化	市																																																
	災害に強い建物づくりの推進	市		道路の基礎整備	市																																																
		火災発生原因の制御	市																																																		
36 37	<p>3-3 立地適正化計画について 3-3-9 評価指標と目標値の設定</p> <p>まちづくりの方針や誘導方策の効果を定量的に評価するための評価指標及び目標値に加え、各目標値が達成されることにより期待される効果指標を設定します。</p> <p>各評価指標や効果指標については、社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直します。</p> <p>都市機能誘導区域の都市機能及び公共交通ネットワークの維持と充実</p> <table border="1" data-bbox="215 958 762 1055"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状値（2022年度）</th> <th>目標値（2044年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 駅周辺の中心市街地にぎわいがあるまちだと思う市民の割合</td> <td>22.2%</td> <td>25.0%以上</td> </tr> <tr> <td>② 民間路線バスの利用についての満足度</td> <td>67.9%</td> <td>82.9%以上</td> </tr> <tr> <td>③ 市内循環バスの利用についての満足度</td> <td>63.6%</td> <td>77.7%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>時代に応じた居住誘導と暮らし続けられる生活環境づくり</p> <table border="1" data-bbox="215 1077 762 1173"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状値</th> <th>目標値（2044年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 居住誘導区域における人口密度の低下抑制</td> <td>82.3人/ha（2020年度）</td> <td>77.3人/ha （参考：準拠計画¹75.6人/ha）</td> </tr> <tr> <td>② 居住誘導区域内の地価変動率</td> <td>+2%（2020～2024年度）</td> <td>0%以上 （2024～2044年度）</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※準拠計画：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版）」より算出</small></p> <p>3-3 立地適正化計画について 3-3-9 評価指標と目標値の設定</p> <p>あらたな交流や活気を生み出すまちなかづくり</p> <table border="1" data-bbox="215 1285 762 1346"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状値（2022年度）</th> <th>目標値（2044年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 駅周辺の中心市街地にぎわいがあるまちだと思う市民の割合（再掲）</td> <td>22.2%</td> <td>25.0%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>防災指針の目標値の設定</p> <table border="1" data-bbox="215 1368 762 1464"> <thead> <tr> <th>評価指標</th> <th>現状値</th> <th>目標値（2044年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 調整池等設置数</td> <td>15 箇所（2024年度）</td> <td>17 箇所</td> </tr> <tr> <td>② 自主防災組織の組織化の割合</td> <td>96%（2022年度）</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>③ 住宅の耐震化率</td> <td>92%（2021年度）</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table> <p>目標達成により期待される効果</p> <table border="1" data-bbox="215 1487 762 1525"> <thead> <tr> <th>効果指標</th> <th>現状値（2022年度）</th> <th>目標値（2044年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 桶川市に住み続けたいと思う市民の割合</td> <td>80.9%</td> <td>83.9%以上</td> </tr> </tbody> </table>	評価指標	現状値（2022年度）	目標値（2044年度）	① 駅周辺の中心市街地にぎわいがあるまちだと思う市民の割合	22.2%	25.0%以上	② 民間路線バスの利用についての満足度	67.9%	82.9%以上	③ 市内循環バスの利用についての満足度	63.6%	77.7%以上	評価指標	現状値	目標値（2044年度）	① 居住誘導区域における人口密度の低下抑制	82.3人/ha（2020年度）	77.3人/ha （参考：準拠計画 ¹ 75.6人/ha）	② 居住誘導区域内の地価変動率	+2%（2020～2024年度）	0%以上 （2024～2044年度）	評価指標	現状値（2022年度）	目標値（2044年度）	① 駅周辺の中心市街地にぎわいがあるまちだと思う市民の割合（再掲）	22.2%	25.0%以上	評価指標	現状値	目標値（2044年度）	① 調整池等設置数	15 箇所（2024年度）	17 箇所	② 自主防災組織の組織化の割合	96%（2022年度）	100%	③ 住宅の耐震化率	92%（2021年度）	95%	効果指標	現状値（2022年度）	目標値（2044年度）	① 桶川市に住み続けたいと思う市民の割合	80.9%	83.9%以上	<p>こちらは、まちづくりの方針や誘導方策の効果を定量的に評価するための評価指標及び目標値に加え、各目標値が達成されることにより期待される効果指標を設定したものです。</p> <p>各評価指標や効果指標については、社会情勢等の変化を踏まえて、必要に応じて見直します。</p>						
評価指標	現状値（2022年度）	目標値（2044年度）																																																			
① 駅周辺の中心市街地にぎわいがあるまちだと思う市民の割合	22.2%	25.0%以上																																																			
② 民間路線バスの利用についての満足度	67.9%	82.9%以上																																																			
③ 市内循環バスの利用についての満足度	63.6%	77.7%以上																																																			
評価指標	現状値	目標値（2044年度）																																																			
① 居住誘導区域における人口密度の低下抑制	82.3人/ha（2020年度）	77.3人/ha （参考：準拠計画 ¹ 75.6人/ha）																																																			
② 居住誘導区域内の地価変動率	+2%（2020～2024年度）	0%以上 （2024～2044年度）																																																			
評価指標	現状値（2022年度）	目標値（2044年度）																																																			
① 駅周辺の中心市街地にぎわいがあるまちだと思う市民の割合（再掲）	22.2%	25.0%以上																																																			
評価指標	現状値	目標値（2044年度）																																																			
① 調整池等設置数	15 箇所（2024年度）	17 箇所																																																			
② 自主防災組織の組織化の割合	96%（2022年度）	100%																																																			
③ 住宅の耐震化率	92%（2021年度）	95%																																																			
効果指標	現状値（2022年度）	目標値（2044年度）																																																			
① 桶川市に住み続けたいと思う市民の割合	80.9%	83.9%以上																																																			
38	<p>3-4 計画の進行管理</p>	<p>続いて、『3-4 計画の進行管理』について、説明します。</p>																																																			

頁	スライド	ナレーション
39	<p>3-4 計画の進行管理</p> <p>・2つの計画は、効果的かつ効率的なまちづくりを進めるため、上位計画などの個別・関連計画との整合性を図りながら、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）といったPDCAサイクルにより、施策や事業の見直しを行い、有効性・効率性を評価し、効果的な運営を図っていきます。</p> <p>・まちづくりは、社会情勢などに柔軟かつ迅速に対応する必要があるため、観察（Observe）、状況判断・方向付け（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）といったOODA（ウーダ）ループによる評価も取り入れながら、臨機応変な対応を図っていきます。</p> <p>図 計画の進行管理のイメージ</p>	<p>都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の両計画について、効果的かつ効率的なまちづくりを進めるため、上位計画などの個別・関連計画との整合性を図りながら、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Action）といったPDCAサイクルにより、施策や事業の見直しを行い、有効性・効率性を評価し、効果的な運営を図っていきます。</p> <p>加えて、具体的事業を想定したまちづくりでは、社会情勢などに柔軟かつ迅速に対応する必要があるため、観察（Observe）、状況判断・方向付け（Orient）、意思決定（Decide）、行動（Act）といったOODA（ウーダ）ループによる評価も取り入れながら、臨機応変に対応を図っていきます。</p>
40	<p>3-5 今後のスケジュール</p>	<p>最後に、両計画の策定にあたっての『5 今後のスケジュール』について案内します。</p>
41	<p>3-5 今後のスケジュール（予定）</p>	<p>現在、令和7年1月6日までの期間でパブリック・コメントを実施しています。</p> <p>計画書本編は、記載の二次元コードを読み込み、ホームページにて御覧いただけます。また、市内各所の閲覧場所でも御覧いただけます。</p> <p>今後は、パブリック・コメントにていただいた意見を反映し、2月上旬に都市計画審議会への諮問を行い、答申をいただきたいと考えています。その上で、最終案を確定し、3月に両計画の策定を予定しているところでございます。</p> <p>その後、立地適正化計画については、4月より1か月間届出制度の周知期間を設け、5月に公表を予定しているところでございます。</p> <p>なお、広報やホームページなどを活用して、随時情報発信をしておりますので、御確認のほどよろしくお願いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>